

議員定数・議席配分に関する論点の整理について

■ 議員定数・議席配分に関する首長の意見（令和7年度第1回首長会議における首長の発言より）

- ・統合団体数が33になるまでは議員定数は33のまま統合団体に1議席を配分すべき
- ・統合した団体には1議席を配分すべき
- ・議会との関係を考えると1団体に1議席が必要
- ・議席1人当たりの人口の差が今以上に拡大することは合理的でなく、著しく公平性に反する
- ・統合団体に議席を確保する場合、後から統合する団体は不利益になる
- ・議員定数・議席配分に関する協議を再開するにあたっては、非常に慎重にしていこうと条件を付しており、当時の首長がそのことに賛同していることは尊重すべき
- ・統合団体に議席がなくても意見が言える場など（例えば、統合団体で部会を作るなど）妥協案を検討してはどうか



「統合した団体には1議席を配分すべき」「1団体に1議席が必要」「後から統合する団体は不利益になる」「当時の首長がそのこと（平成30年8月の首長間の共通認識）に賛同していることは尊重すべき」など、それぞれの立場から様々なご意見があつた。

議論が多岐にわたる中、議論すべき順番の整理として、まず最初の論点は、議員定数・議席配分に係る協議を再開するか否か（首長間の共通認識の取扱い）について、ご意見をいただきたい。

議員定数・議席配分に係る協議を再開するか否か（首長間の共通認識の取扱い）について

●最初の論点：議員定数・議席配分に係る協議を再開するか否か（首長間の共通認識の取扱い）について

■ 議員定数・議席配分の協議再開に関する首長間の共通認識

下記の事項に事情の変化があった際には、協議を再開することを平成30年8月に首長会議で確認している

① 統合団体の増加により料金値上げの時期が重なり料金値上げを提案するすべての団体に議席を割り振ることができない場合

（検証結果：令和9年度統合予定団体を含む22団体で検証を実施）

- ・令和20年度までの間において、料金改定の対象となる団体に議席を割り振ることができない場合は生じない
- ・料金改定を検討する団体が最も多くなると見込まれている年度においても、統合団体優先枠を用いて全ての対象団体に議席を割り振ることが可能

② 統合団体の大幅な増加があった場合

- ・平成30年8月の議員全員協議会において、前企業長が「企業団に入る市町村の数が、もうほぼ42近いとか、3分の2以上（28団体以上）入ってくるときにはもう一度考え直さなければならないと思っている」旨を発言
- ・統合団体数は、令和7年度現在で19団体（3団体が令和9年度4月統合に向けて協議中）

③ 構成団体ではない大阪市が当企業団に参画する場合